

特定非営利活動法人 ユラギト
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ユラギトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 神奈川県横浜市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、思春期世代の子ども・若者が地域に居場所を持ち、自分らしく生きていけるよう、居場所づくりを担う人々・団体を支援し、行政・企業・地域住民と協働して、子ども・若者にやさしい地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 調査研究・政策共創事業
- (2) 普及啓発・機運醸成事業
- (3) 担い手支援・育成事業

- (4) 企業・関係団体との連携協働事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員の入会について、特に条件は定めない。

2 正会員、賛助会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 代表理事は会員の入会事務手続きについて、内規を定めることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち 1 人を代表理事とする。また 1 人以上 2 人以内を副代表理事とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、代表理事に事故のあるときは、副代表理事を選任しなければならない。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 会員の除名
- (5) 監事の解任
- (6) 解散時の残余財産の帰属

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

- 3 総会は、情報通信機器を用いた方法により開催することができる。

- 4 情報通信機器を用いて総会に出席した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所又は開催方法、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第49条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、場所又は開催方法
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又は情報通信機器を用いた方法による出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録で同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

2 理事会は、情報通信機器を用いた方法により開催することができる。

3 情報通信機器を用いて出席した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所又は開催方法、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず、招集の手続きを経ることなく開催することができる。この場合において、全員の同意とは、開催の日時、場所及び審議事項のすべてに対する同意をいう。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

5 代表理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所又は開催方法
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は情報通信機器を用いた方法による出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第36条第5項の規定により理事会の議決があったものとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 理事会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会を経て、代表理事が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会の議決によって決定されたものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 12 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 加賀 大資

理事 荒木 裕美

理事 一木 典子

理事 片岡 一樹

理事 LEE HYUNG SIK 李 炯植

理事 渡邊 洸

監事 下田 祥平

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 10 年 7 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員（個人・団体） 0 円

賛助会員（個人・団体） 0 円

(2) 年会費

正会員 個人 5,000 円 団体 10,000 円

賛助会員 個人 1 口 10,000 円（1 口以上）

団体 1 口 30,000 円（1 口以上）

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンユラギト
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人ユラギト

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	カガ ダイスケ 加賀 大資		有	代表理事
理事	アラキ ヒロミ 荒木 裕美		無	
理事	イチギ ノリコ 一木 典子		無	
理事	カタオカ カズ キ 片岡 一樹		無	
理事	リ ヒョンシギ LEE HYUNG SIK 李 炯植		無	
理事	ワタナベ コウ 渡邊 洸		無	
監事	シモニシ ショ ウヘイ 下西 祥平		無	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ

参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

(設立認証申請)

設 立 趣 旨 書

2026年6月24日

特定非営利活動法人 ユラギト

一 設立の背景

不登校の児童生徒数は令和6年度に35万人を超え、こども家庭庁の調査では13～18歳の約4人に1人が「学校外に居場所がない」と回答しています。居場所の欠如と自殺念慮の高さには明確な相関が確認されており、小中高生の自殺者数は令和6年に532人と増加の一途をたどっています。一方、地域社会では、中高生が「集う」ことへの否定的なまなざし、消費を伴わない公共空間の不足、部活動の地域展開に伴う放課後の空洞化など、思春期世代の子ども・若者が居場所を持ちにくい構造的な問題が重なっています。

令和5年施行の「こども基本法」や「こどもまんなか社会」を掲げるこども家庭庁の設立など、こどもの居場所づくりを重視する政策的潮流は確実に強まっています。しかし現実には、地域の受け皿は十分ではありません。思春期の子ども・若者の居場所（以降、「思春期の居場所」）に携わる担い手300名を対象とした「あなたの声」調査（2025年、思春期の居場所全国キャラバン実行委員会）では、「地域の思春期の居場所が足りない」と回答した割合が約8割にのぼります。財政基盤の脆弱さ・担い手不足・行政との連携不足を抱える団体も多く、安定的な運営を維持できていない状況があります。

こうした課題意識は、長年の実践から育まれたものです。家や学校以外の地域に居場所が生まれたとき、そこで自分らしくいきいきと過ごす子どもの姿を幾度も目にしてきました。また、自治体支援の現場や、昨年実施した思春期の居場所全国キャラバン活動においても、「何とかしたい」という思いを持ちながらも、具体的な一歩を踏み出せずにいる担い手や行政担当者の声に数多く触れてきました。居場所の種別を問わず、地域の思春期世代の居場所を広げ、その持続的な基盤づくりを支

える横断的な組織の必要性を痛感したことが、本法人設立の契機となりました。収益の獲得を主目的とせず活動の成果を社会全体に還元するためには、非営利性と市民参加を制度的に担保できる特定非営利活動法人の法人格が最も適切であり、行政・企業・地域住民など多様な主体と対等なパートナーとして連携・協働するうえでも、社会的信頼性と透明性を備えた NPO 法人格が不可欠であると判断しました。

二 法人の目的と主な活動内容

本法人は、思春期という揺れ動く時期にある子ども・若者が、地域の中に安心して過ごせる居場所を持ち、多様な人々や体験と出会いを重ねながら、自分の意志で未来を選び取り、自分らしくしなやかに生きていけるよう支援するとともに、行政・企業・地域住民など幅広い関係者と協働して、居場所を核とした地域共生社会の創造に寄与することを目的とします。

私たちが目指すのは、次のような社会です。

- ・どの地域に住んでいても、どんな事情を抱えていても、「ここにいていい」「ここにいたい」と感じられる居場所が地域にある社会
- ・思春期の揺らぎや迷いが弱さではなく可能性として受け止められ、子ども・若者が多様な人や機会に出会いながら、自分の手で自分らしい未来を選び取れる社会
- ・地域の市民・行政・企業が協働し、居場所づくりを通じて、誰も取り残さない共生社会の実現

思春期世代の子ども・若者が、自分の住むまちに居場所がある社会をめざし、本法人は以下の活動に取り組みます。

1. 調査研究・政策共創事業

思春期の居場所の実態に関する調査・研究を通じてエビデンスを構築し、国・地方公共団体と対等なパートナーとして政策の立案・実施・評価の過程

に参画することで、思春期世代の子ども・若者への支援の公共的基盤を共に整えます。

2. 普及啓発・機運醸成事業

キャラバン・キャンペーン・広報活動等を展開し、思春期の居場所づくりへの社会的理解・共感を広め、市民・企業・地域の関心と参画を育みます。

3. 担い手支援・育成事業

居場所づくりに携わる人材の育成・研修、専門的相談支援の提供、ならびに実践ノウハウの整備・共有等を通じて、持続的な居場所づくりに貢献します。

4. 企業・関係団体との連携協働事業

企業・関係団体等との連携・協働を通じて調達した資源を、思春期の居場所づくりに取り組む団体や地域に届け、居場所の充実と持続的な発展を支えます。

本法人の活動は、特定の個人・団体の利益のためではなく、思春期の子ども・若者およびその家庭、支援者、地域住民など不特定多数の者の利益の増進を目的とするものです。地域に「居場所がある」ということは、子ども・若者の孤独孤立を防ぐだけでなく、地域コミュニティの結びつきを強め、自治体・企業・市民社会全体の活力につながります。居場所づくりは、地域づくりそのものです。本法人は、こうした波及効果を地域・社会全体へ広げていくことを使命として、その活動を推進してまいります。

2026年6月24日
特定非営利活動法人ユラギト
設立代表者 加賀 大資

2026 度 事業計画書

< 法人成立日～2027 年 3 月 31 日 >

特定非営利活動法人ユラギト

1 事業活動方針

2026 年度は、法人設立初年度として、思春期世代の子ども・若者の居場所づくり（以降、「思春期の居場所」）に関する実態調査を実施し、今後の政策共創及び事業展開の基礎となる情報を整理する。また、全国各地の居場所運営者、支援者、行政関係者、企業・団体関係者等とのネットワーク形成を進め、思春期の居場所の広がりを持続的な基盤づくりに向けた社会的理解と機運の醸成を図る。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 調査研究・政策共創事業

ア 調査・研究事業

● 内容：

- 思春期世代の子ども・若者（おおむね 10～18 歳）を主な対象とし、放課後・休日に無料または低額で利用できる居場所を独自に設定した基準に基づき、全国の箇所数を調査する。これまで十分に把握されてこなかった全国における思春期の居場所の量的な実態を可視化し、政策的支援や社会的環境整備を検討するためのエビデンスの構築を目指す。
- 調査結果を集計・分析し、思春期世代の子ども・若者にとって必要な居場所のあり方や、持続的な運営に向けた課題を整理した報告書として公開する。

● 実施月：法人成立日～2027 年 3 月

- 調査設計・調査票作成：法人成立日～10 月
- 調査実施：2026 年 10 月～11 月
- 集計・分析：2026 年 11 月～2027 年 1 月
- 報告書作成・公開：2027 年 1 月～3 月

● 実施場所：全国及びオンライン

● 従事者数：3 人程度

● 受益対象者：

- 全国の思春期の居場所運営者及び支援者等 多数
- 報告書を活用する行政関係者、関係団体、一般市民等 多数
- 調査結果の活用を通じて支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数

● 支出見込額：3,912,022 円

② 普及啓発・機運醸成事業

ア 全国キャラバン事業

● 内容：

- 思春期の居場所づくりに取り組む運営者及び研究者、行政関係者、企業・団体関係者等を含む支援者が集い、実践事例や課題、悩み等について対話し、担い手同士のつながりの形成とエンパワメントを図るイベントを全国各地で開催する。
- 各地域でのイベントを通じて、思春期世代の子ども・若者の居場所づくりに関する社会的理解と共感を広げるとともに、市民、企業、地域の関心と参画を育み、関係者間のつながりを形成する。

● 実施月：2026年11月、2027年1月、2月（年3回）

● 実施場所：東北地方ほか全国各地（開催地域は事業実施時に選定）

● 従事者数：3人程度

● 受益対象者：

- 全国の思春期世代の子ども・若者の居場所運営者、支援者、関係団体職員等 延べ200人程度
- 参加者の実践や連携の促進を通じて支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数

● 支出見込額：5,581,223円

2027 度 事業計画書

< 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 >

特定非営利活動法人ユラギト

1 事業活動方針

2027 年度は、前年度の調査研究及び普及啓発活動で得られた知見や関係者ネットワークを踏まえ、思春期世代の子ども・若者の居場所づくり（以降、「思春期の居場所」）に関する調査研究をさらに深めるとともに、全国各地での情報交換・人材交流の機会を拡充する。また、企業、関係団体、地方公共団体等との連携を通じて、居場所づくりに必要な資源の循環、専門的支援及び実践事例の発信を行い、思春期世代の子ども・若者が地域の中に安心して過ごせる居場所を持てる社会の実現に寄与する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 調査研究・政策共創事業

ア 調査・研究事業

● 内容：

- 前年度に実施した調査研究で把握した思春期の居場所づくりに関する課題や支援ニーズを踏まえ、特に深掘りが必要なテーマについて追加調査を実施する。
- 調査では、居場所運営団体、支援者、関係団体、行政関係者等を対象に、運営体制、財源、人材確保、利用につながる工夫、制度的支援のあり方等について把握し、分析結果を報告書として公開する。

● 実施月：2027 年 4 月～2028 年 3 月

- 調査設計：2027 年 4 月～7 月
- 調査票作成・調査実施：2027 年 8 月～10 月
- 集計・分析：2027 年 10 月～12 月
- 報告書作成・公開：2028 年 1 月～3 月

● 実施場所：全国及びオンライン

● 従事者数：3 人程度

● 受益対象者：

- 全国の思春期の居場所運営者及び支援者等 多数
- 報告書を活用する行政関係者、関係団体、一般市民等 多数
- 調査結果の活用を通じて支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数

● 支出見込額：5,530,737 円

イ 政策共創事業

● 内容：

- 調査・研究事業により得られた調査結果及び関係者から把握した課題をもとに、思春期の居場所づくりに必要な政策的支援や社会的環境整備につい

て検討する。

- 思春期の居場所づくりに取り組む地方公共団体等に対し、地域の実情や課題に応じた政策立案や事業設計を支援するため、地域課題や支援ニーズの整理、施策の方向性の検討、評価方法に関する助言、関係者会議への参加等を行う。
- 関係省庁、地方公共団体、関係団体等との意見交換及び協議を行い、思春期の居場所づくりに関する理解促進を図るとともに、必要な支援のあり方について対話し、検討する。
- 実施月：2027年4月～2028年3月
 - 地方公共団体等に対する政策立案・事業設計に関する支援：随時
 - 関係省庁、地方公共団体、関係団体等との意見交換及び協議：随時
- 実施場所：関係省庁、地方公共団体、関係団体等の所在地及びオンライン
- 従事者数：3人程度
- 受益対象者：
 - 政策立案・事業設計に関する支援の対象となる地方公共団体関係者及び関係団体等 5自治体程度
 - 政策的支援や社会的環境整備に関する意見交換又は協議の対象となる関係省庁、地方公共団体、関係団体等 多数
 - 政策づくりや事業設計を通じて支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数
- 支出見込額：4,635,936円

② 普及啓発・機運醸成事業

ア 全国キャラバン事業

- 内容：
 - 前年度に実施した全国キャラバン事業で得られた関係者ネットワークや実践知を活かし、思春期世代の子ども・若者の居場所づくりに取り組む運営者及び研究者、行政関係者、企業・団体関係者等を含む支援者が集い、実践事例や課題、悩み等について対話し、担い手同士のつながりの形成とエンパワメントを図るイベントを、開催地域及び内容を拡充しながら全国各地で開催する。
 - 人材交流を通じて地域を越えた学び合いの機会をつくり、思春期の居場所づくりに関する社会的理解と機運の醸成を図る。
- 実施月：2027年5月、7月、9月、11月、2028年1月（年5回）
- 実施場所：全国各地（開催地域は事業実施時に選定）
- 従事者数：3人程度
- 受益対象者：
 - 全国の思春期の居場所運営者、支援者、関係団体職員等 延べ400人程度
 - 参加者の実践や連携の促進を通じて支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数
- 支出見込額：7,344,921円

イ 思春期の居場所キャンペーン事業

● 内容：

- 思春期の居場所づくりに関する社会的理解と共感を広げるため、居場所の必要性、各地域における実践事例、子ども・若者を支える担い手の取組等を可視化し、発信するキャンペーンを実施する。
- ウェブサイト、SNS、記事、パンフレット等を活用し、思春期世代の子ども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことの重要性を広く伝えるとともに、市民、企業、地域住民、行政関係者等が居場所づくりに関心を持ち、参加・協力するきっかけをつくり、地域における思春期の居場所づくりの機運醸成を図る。

● 日時：2027年4月～2028年3月

● 場所：全国及びオンライン

● 従事者人員：3人程度

● 受益対象者：

- 思春期の居場所づくりに関心を有する市民、企業・団体関係者、行政関係者、地域住民等 多数
- キャンペーンを通じた社会的理解と参画の促進により、支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数

● 支出見込額：3,934,921円

③ 担い手支援・育成事業

ア 担い手伴走支援事業

● 内容：

- 思春期の居場所づくりに取り組む運営者、支援者、関係団体職員、地域の協力者等を対象に、研修会の実施や相談対応、関係者間の調整等を行い、思春期の居場所づくりに関する基本的な知識の共有、地域課題や支援ニーズの把握、地域資源との連携、関係者間の協働体制づくりを支援する。
- 支援を通じて得られた課題、工夫、実践知を整理し、他の居場所運営者、支援者、関係団体等が参考にできる形で共有することにより、担い手の実践力向上及び地域における持続的な居場所運営の基盤づくりに寄与する。

● 実施月：2027年4月～2028年3月

○ 研修会：年1回程度

○ 相談対応、関係者間の調整等：随時

● 実施場所：全国各地及びオンライン

● 従事者数：4人程度

● 受益対象者：

- 思春期の居場所づくりに取り組む運営者、支援者、関係団体職員、地域の協力者等 多数
- 担い手の実践力向上及び関係者間の連携促進を通じて、支援環境の改善が期待される思春期世代の子ども・若者 多数

- 支出見込額：13,079,810 円

④ 企業・関係団体との連携協働事業

ア ユースカルチャー事業

● 内容：

- 思春期世代の子ども・若者が居場所に関心を持ち、安心して参加するきっかけをつくるため、企業、団体等と連携し、音楽、映像、スポーツ、創作活動、学習活動等に関する機材・物品・プログラム等の資源を、居場所運営団体が活用できるよう調整及び支援を行う。
- 実施にあたっては、提供される資源の必要性、活用目的、継続的な利用可能性を確認し、特定の企業又は団体の利益に偏らない形で、思春期世代の子ども・若者の多様な体験機会の創出と居場所の充実につなげる。
- 企業等が有する未利用資源や専門性を社会的課題の解決に活用することで、資源の有効活用及び社会貢献活動の促進を図る。

- 実施月：2027 年 4 月～2028 年 3 月

- 実施場所：全国各地及びオンライン

- 従事者数：3 人程度

- 受益対象者：

- 全国の思春期世代の子ども・若者の居場所運営団体及び支援団体等 多数
- 居場所を利用し、多様な体験機会を得る思春期世代の子ども・若者 多数

- 支出見込額：7,845,842 円

活動予算書

法人成立日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ユラギト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000	60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
調査研究・政策共創事業収益	4,000,000		
普及啓発・機運醸成事業収益	6,000,000	10,000,000	
5. その他収益			
受取利息	500		
雑収益	10,000	10,500	
経常収益計			15,570,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	980,000		
法定福利費	139,405		
人件費計	1,119,405		
(2) その他経費			
印刷製本費	60,000		
会議費	80,000		
業務委託費	4,931,840		
研修費	160,000		
交際費	112,000		
広報啓発費	336,000		
支払報酬料	270,000		
謝金	150,000		
消耗品費	230,000		
新聞図書費	40,000		
賃借料	300,000		
旅費交通費	1,704,000		
その他経費計	8,373,840		
事業費計		9,493,245	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	420,000		
法定福利費	59,745		
人件費計	479,745		
(2) その他経費			
印刷製本費	60,000		
会議費	220,000		
業務委託費	1,679,960		
研修費	40,000		
交際費	28,000		
広報啓発費	84,000		
支払手数料	350,000		
支払報酬料	270,000		
消耗品費	50,000		
新聞図書費	10,000		
旅費交通費	166,000		
その他経費計	2,957,960		
管理費計		3,437,705	
経常費用計			12,930,950
当期経常増減額			2,639,550
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,639,550
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,639,550

活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人ユラギト

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000	60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	16,000,000	16,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	20,000,000	20,000,000	
4. 事業収益			
調査研究・政策共創事業収益	6,200,000		
担い手支援・育成事業収益	10,000,000	16,200,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	20,000	21,000	
経常収益計			52,281,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,880,000		
法定福利費	850,567		
人件費計	6,730,567		
(2) その他経費			
印刷製本費	60,000		
会議費	96,000		
業務委託費	27,479,600		
研修費	160,000		
交際費	288,000		
広報啓発費	312,000		
支払報酬料	300,000		
消耗品費	290,000		
新聞図書費	96,000		
賃借料	500,000		
旅費交通費	6,060,000		
その他経費計	35,641,600		
事業費計		42,372,167	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,520,000		
法定福利費	364,529		
人件費計	2,884,529		
(2) その他経費			
印刷製本費	120,000		
会議費	24,000		
業務委託費	2,599,200		
研修費	40,000		
交際費	72,000		
広報啓発費	48,000		
支払手数料	300,000		
支払報酬料	320,000		
消耗品費	60,000		
新聞図書費	24,000		
旅費交通費	320,000		
その他経費計	3,927,200		
管理費計		6,811,729	
経常費用計			49,183,896
当期経常増減額			3,097,104
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,097,104
前期繰越正味財産額			2,639,550
次期繰越正味財産額			5,736,654